生産者補給交付金の交付（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第５条）

事業団は、予算の範囲内で、都道府県知事の指定を受けた生乳生産者団体（法第６条第１項の生乳生産者団体をいう。以下同じ）に対し、当該生乳生産者団体の行なう生乳受託販売（委託を受けて行う生乳の販売又は委託を受けて行なう生乳の処理若しくは加工及び当該処理若しくは加工に係る飲用牛乳若しくは乳製品の販売をいい、生乳生産者団体が直接又は間接の構成員となっており、かつ、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会その他の者に対するこれらの委託を含む。以下同じ。）に係る加工原料乳（当該指定に係る都道府県の区域内において生産されるものに限る。）につき、その生産者への生産者補給金に充てるため、生産者補給交付金を交付することができる。

生乳生産者団体の指定（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第６条）

前条の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする生乳生産者団体の申請により、当該都道府県知事が行なう。

２　前条の指定を受けようとする生乳生産者団体は、農林水産省令で定める手続きに従い、生乳受託販売に関する規定（以下「受託規程」という。）を定め、これを指定申請書に添えて、当該都道府県知事に提出しなければならない。

３　生乳生産者団体は、第１項の申請をするには、あらかじめ、その申請及び前項の受託規程につき、総会の議決を経なければならない。

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第７条（指定の基準）

第５条の指定は、その申請者が次の各号の要件のすべてに適合している場合でなければ、してはならない。

一　当該都道府県の区域（その区域の自然的経済的条件に照らして、これにより難いと認められる場合において、農林水産大臣が都道府県知事の意見をきいて当該区域を定めたときは、その区域）内で生産される生乳（以下「当該区域内生産生乳」という。）の販売数量に対し申請者の生乳受託販売に係る当該区域内生産生乳の数量が農林水産省令で定める相当の割合を占めているか又はその割合を占めることとなる見込みが確実であること。

二　申請者の定款によれば、当該区域内生産生乳の生産者（農林水産省令で定めるものを除く。）のすべてがその直接又は間接の構成員となることができると認められること。

三　申請者の定款において、その生乳受託販売の事業に係る施設についてその構成員以外の者の利用がその構成員に比して実質的に制限されていないと認められるとき。

四　申請者の受託規程において、生乳受託販売に係る委託をした者に対して支払う対価の算定の方法、生乳受託販売に係る販売価格の約定の方法その他の事項が農林水産省令で定める基準に従い定められていること。

五　第１０条第１項又は第２項の規定により指定を解除され、その解除の日から２年を経過しない者でないこと。

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則　第５条

法第７条第一号の農林水産省令で定める相当の割合は、２分の１をこえる割合とする。

同施行規則　第６条

法第７条第二号の農林水産省令で定める当該区域内生産生乳の生産者は、当該区域内生産生乳の生産者であって農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）第１２条第１項各号に掲げるもの以外のものとする。

同施行規則　第７条

法第７条第四号の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　生乳受託販売に係る委託をした者に対して支払う対価の算定の方法については、当該委託に係る生乳の数量及び規格以外の事項を基準としていないこと。

二　生乳受託販売に係る販売価格の約定の方法については、販売価格を少なくとも加工原料乳及びその他の生乳の区分により約定し、かつ、その約定において、加工原料乳の数量は令第５条第２項前段の規定により都道府県知事が算出した同項第一号に掲げる数量に基づくこととしていること。

三　生乳受託販売に係る委託を受ける場合の方法及び条件並びに生乳の販売若しくは処理若しくは加工又はこれらの委託をする場合の方法及び条件が、生乳取引の公正及び安定を確保するものであり、並びに集送乳の合理化を阻害しないものであると認められること。